

第 4519 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月 4日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 事業承継と消費税

**Q**：父は生前、個人事業を営んでおり、消費税は簡易課税を適用していました。父の事業を誰が承継するかまだ決まっていますが、消費税はどのようになりますか？

**A**：相続が発生した年の12月31日までに事業を承継する相続人が、簡易課税制度選択届出書を提出すれば、引き続き簡易課税が受けられます。

### 【解説】

消費税では、被相続人が消費税の納税義務者であった場合には、その事業を承継した相続人は、その相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等については、消費税の納税義務が発生することとなっています。

また、その年の前年又は前々年において、相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合において、相続人の基準期間の課税売上高と被相続人の基準期間の課税売上高の合計額が1,000万円を超えるときは、相続人には、その年の納税義務が発生することとなっています。

ところで、被相続人が簡易課税の適用を受けていたということですが、同様に、相続人においても簡易課税の適用を受けようとするには、相続が発生した年の12月31日（相続が12月中の場合は翌年2月末日）までに、消費税簡易課税制度選択届出書を提出しなければなりませんので、忘れないようにしてください。

